

伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託 プロポーザル実施要領

本要領は、伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託（以下、「本委託業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選定するためのものである。

1 目的

本市では、ふるさと応援寄附金の推進を中心とし、魅力発信や地場製品の販路拡大等による地域経済の活性化を図る取り組みを進めている。

本委託業務は、ふるさと応援寄附金の増進と一体で、本市の魅力発信や地場製品の開発・販路拡大等により地域活性化を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
※契約締結日から令和8年7月1日までは、業務開始に向けた準備期間とし、これに関わる委託料は発生しないものとする。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 他の地方公共団体において、本委託業務に類似した業務を誠実に履行し、寄附額を増加させた実績を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に、公告日時点で登録されていること。なお、登録がない場合は、6 参加申請（2）⑤～⑦の書類を提出すること。
- (4) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、国及び地方自治体の規定による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生手続開始または再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 伊勢市暴力団排除条例第8条の規定に該当する者でないこと。
- (7) ISO/IEC 27001 (ISMS) またはプライバシーマークのいずれかの認証資格を取得していること。

4 業務委託金額の提案上限

(1) 寄附額に対する単価契約とし、委託料率は、寄附金額の6%（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とする。

(2) 本市の寄附状況及び目標

年度	寄附件数（件）	寄附額（円）
令和5年度	12,066	460,102,347
令和6年度	12,269	520,691,574
令和7年度	13,831	568,136,399

5 スケジュール

実施内容	実施期間（期日）
公告日	令和8年4月6日（月）
参加申請期限	令和8年4月20日（月） 15時まで
参加資格審査結果通知	令和8年4月21日（火） まで
質問受付期限	令和8年4月27日（月） 17時まで
質問に対する回答期限	令和8年5月1日（金） 17時まで
提案書等資料の提出期限	令和8年5月15日（金） 17時まで
プレゼンテーションの日程通知	令和8年5月19日（火） 頃
プレゼンテーション	令和8年5月下旬（予定）
契約候補者決定及び結果通知	令和8年5月下旬～6月上旬（予定）

6 参加申請

(1) 参加申請期限

令和8年4月20日（月）15時まで

(2) 申請方法

「14 担当課」へ以下の書類を提出すること。

<提出書類>

①様式1 参加表明書兼誓約書

②様式2 会社概要

③様式3 受注実績調書

④ISO/IEC 27001(ISMS)またはプライバシーマークのいずれかの認証証明書の写し

※以下の⑤～⑦の書類については、伊勢市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、追加で提出すること。

⑤登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑥納税証明書（3か月以内に発行した原本）

ア 国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税 ※未納の税額がないこと

の証明)

イ 伊勢市税の納税証明書（完納証明 ※課税のある場合のみ提出すること。）

⑦印鑑証明書

<提出方法>

持参又は郵送

※郵送の場合は到着確認が可能な方法とすること。

(3) 参加資格審査結果通知

参加資格の審査結果については、「14 担当課」より、令和8年4月21日（火）までに電子メールにより参加者へ通知する。

7 提出資料等にかかる質問受付

(1) 質問受付期限

令和8年4月27日（月）17時まで

(2) 質問の方法

「14 担当課」宛に、様式4「質問書」を電子メールに添付して行うこと。メール件名及びファイル名は以下に従って作成すること。また、質問に必要な資料等がある場合は、あわせて添付すること。

電子メール件名 :【質問】伊勢市ふるさと応援寄附金_〇〇（参加者名）

質問書ファイル名 :【質問】伊勢市ふるさと応援寄附金_〇〇（参加者名）.xlsx

※ 質問メールの本市への到着確認を「14 担当課」まで電話にて行うこと。

※ 2回目以降の質問については、件名とファイル名にナンバリングすること。

（例）【質問2】伊勢市ふるさと応援寄附金_〇〇（参加者名）

(3) 質問への回答について

- ・ 質問に対する回答は原則、質問受付後、翌3営業日以内に、参加者全員に対して電子メールにて随時回答する。ただし、質問内容によっては、回答が遅れる場合や、回答できない場合がある。なお、質問を行った参加者に対する個別の回答は行わない。
- ・ 本市の回答に対する再質問、追加質問についても提出可能とするが、質問受付期限以降は一切受け付けない。

8 提出資料について

(1) 提出資料の種類

①伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託にかかる企画提案書
(以下、「企画提案書」という。)

②伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託にかかる提案見積書
(以下、「提案見積書」という。)

③ 上記①②を補足する付属資料 (提出任意)

(2) 提出資料の作成数量

作成数量については、「伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託 提出資料記載要領 (以下、「提出資料記載要領」という。)」を参照すること。

(3) 提出資料の記載内容等

記載方法及び作成要領については、「提出資料記載要領」を参照すること。

(4) 提出資料に関する留意事項

提出資料に関する留意事項については、「提出資料記載要領」を参照すること。

(5) 資料の提出期限等

提出期限：令和8年5月15日(金)17時まで(必着)

提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は到着確認が可能な方法とすること。

提出先：「14 担当課」に同じ

9 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーションの日程

令和8年5月下旬(予定)

※日時、場所、要領等の詳細については、令和8年5月19日(火)頃に通知する。

(2) プレゼンテーションにおける留意事項

- ・ プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書に沿った内容とし、追加の資料提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの時間は、質疑応答の時間を含めて、各参加者60分以内(うち説明40分以内)とする。また、開始前の準備と終了後の片付けは、それぞれ10分以内とする。
- ・ プレゼンテーションへの出席は3名までとする。なお、うち1名は本委託業務の統括責任者又は主たる業務従事者が出席すること。
- ・ プレゼンテーションにおいて、機器・備品類及び回線を使用する場合には、参加者が準備・負担する。ただし、机、椅子、電源、大型モニタ(55型以上、HDMIケーブルあり)については、本市において準備する。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ 質疑への回答は、プレゼンテーションの出席者のみ認める。
- ・ プレゼンテーションでは、提案内容のほか質疑応答における回答内容についても提案内容とみなす。終了後の内容変更は一切認められないため、留意すること。
- ・ 感染症の拡大状況等によっては、Web会議ツールを用いたオンラインでの実施に変更

となる場合がある。

- ・ 本市はプレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。

10 審査

(1) 審査方法

選定に係る業務は、「伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託にかかる契約候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が行う。「伊勢市ふるさと応援寄附金推進を中心とした地域活性化業務委託プロポーザル選定基準（以下、「プロポーザル選定基準」という。）」に則り評価を行い、「提案評価点」及び「価格評価点」を合算した「総合点数」により、順位点を付け、その順位点の合計が最も高い提案者を契約候補者として決定する。

詳細は「プロポーザル選定基準」のとおり。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、本プロポーザルの参加者全員（途中辞退者を除く。）に書面にて通知する。なお、選定結果に対する一切の問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。また、非選定理由の説明は行わない。

11 契約

契約候補者と、仕様、スケジュール、見積金額等の契約内容についての協議を行い、協議が成立したときは、改めて見積書を徴取し、随意契約による契約を締結する。契約候補者が諸般の理由により契約に合意・締結に至らなかった場合は、「10 審査」で次点になった者と協議するものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載、及び重大な不備があった場合
- ③ プレゼンテーションに出席しなかった場合
- ④ 「3 参加資格」に規定する要件を欠いた場合
- ⑤ 「提案評価点」について、選定委員の平均が満点に対して6割未満であり、選定委員会において、契約候補者にしないことが決まった場合
- ⑥ 提案上限額を超える提案見積書を提出した場合
- ⑦ 審査の公平を害する行為があった場合
- ⑧ その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があると認めた場合

13 その他留意事項

- ① 本プロポーザルの参加者は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 本プロポーザル参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- ③ 提出書類等の受付後の内容変更は認めない。
- ④ 提出書類の内容に、不明な点や疑問点がある場合には、説明を求めることがある。
- ⑤ 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- ⑥ 提出された提案書類は返却しない。
- ⑦ 参加申請後に辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式任意）を「14 担当課」に持参又は郵送で提出すること。なお、辞退により何らの不利益は伴わない。
- ⑧ 契約候補者が正当な理由無く協議又は契約を辞退する場合は、伊勢市建設工事等（指名）停止措置要領に基づいて指名停止等の処分を行うことがある。
- ⑨ 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出を行った参加者に帰属する。ただし、本市はこの事業に関し必要と認められる用途について、提案書類の一部または全部を無償で使用できるものとする。
- ⑩ 提出された書類は、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。
- ⑪ 本市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- ⑫ 個人情報の保護に関する法律、伊勢市契約規則等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- ⑬ 契約にあたっては、本市のウェブサイト掲載の「業務委託契約約款」を使用する。
(<https://www.city.ise.mie.jp/shisei/jigyousya/nyusatsu/joukou.html>)
- ⑭ 選定終了までの期間、本件に関する問合せは下記担当課で全て受け付けることとし、その他の部署へ問い合わせることは禁止する。

14 担当課

伊勢市情報戦略局企画調整課 担当：岡村、三宅

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL：0596-21-5510

mail：kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp